

<報道発表資料>

令和7年12月17日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

令和8年度学童クラブ事業等登録児童の一斉募集

京都市では、放課後の児童の安心安全な居場所づくり及び健全な育成を図るため、保護者の就労等により昼間留守になる家庭の小学生児童を対象に、児童館・学童保育所で学童クラブ事業、小学校内で学童クラブ機能を有する放課後ほっと広場事業を実施しています。

この度、令和8年4月からの利用申込について募集します。

【概要】

● 学童クラブに登録できる要件

小学校1年生から6年生までの児童で、次の(1)・(2)の両方を満たす場合に登録することができます。

ただし、放課後ほっと広場事業は、同事業を実施する小学校の在校生に限りしますので、御留意ください。

(1) 児童の保護者が、次のいずれかの事情に該当するため、放課後等に児童を保護する者がいない場合（同居の親族等が児童を保護することができる場合を除く。）

ア（就 労）居宅外又は居宅内で就労することを常態としていること。

イ（その他）身体・健康上の理由等により児童を保護できないこと。

(2) 保護を必要とする児童が、病気などのため、集団での保護及び育成が不可能又は著しく困難でないこと。

● 利用料金

登録を希望される児童館・学童保育所・放課後ほっと広場において利用料金を徴収します。

各施設の利用料金や減免の取扱いは、本市の基準をもとに各運営団体において決定されますので、各施設の利用料金額を御確認ください。

配慮が必要な世帯に対しては、減額又は免除を行いますので、登録を希望される各施設に御相談ください。

● 申請手続

(1) 申請書類

<全ての世帯に提出していただく書類【オンライン申請可】>

①	（児童館・学童保育所）学童クラブ事業利用申請書 （放課後ほっと広場）放課後ほっと広場事業利用申請書
②	放課後児童を保護する者がいない状況を証明する資料 （例）就労を理由とする場合は、就労証明書。就労以外を理由とする場合は、保護できない状況に応じて指示する書類（医療機関の診断書等）

<利用料金の減免を希望される世帯に提出いただく書類【オンライン申請不可】>

③	(児童館・学童保育所) 学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書 (放課後ほっと広場) 放課後ほっと広場事業利用に係る利用料金減免申請書
④	減免に必要な挙証資料

※ 申請書類③及び④について、申請する減免区分が「同時利用のきょうだい児に係る減免」のみの場合は提出不要です。「同時利用のきょうだい児に係る減免」以外で減免を申請される場合は、申請書を各施設で受け取られるか、京都市情報館からダウンロードしてください。

(2) オンラインでの申請

- ・ 下記のウェブサイトから、オンラインで申請をしていただけます。
オンラインでの申請の場合、必要事項の入力により申請書類①は提出不要です。
 - ・ 申請書類②については、データを添付してください（カメラで撮影したものやスキャンをしたものも可。）。
- また、京都市情報館に就労証明書（エクセルのひながた）を掲載しています。お勤め先でデータ入力にて就労証明書を発行していただける場合は、当該エクセルのデータをオンラインでの手続きの際に添付していただいても結構です。
- ・ なお、申請書類②を添付することが難しい場合は、施設へ紙の書類を持参するか簡易書留により郵送してください。

※ 施設によって、オンラインでの申請方法が異なる場合や、オンラインでの申請を受け付けていない場合があります。申請方法等を下記のウェブサイトから確認のうえ手続きを行ってください。

<児童館・学童クラブのオンライン申請はこちら↓>

<http://www.kyo-yancha.ne.jp/registration/about.html>



<放課後ほっと広場のオンライン申請はこちら↓>

https://drive.google.com/file/d/1H9Lf-ikFAI9RxUqi8_eqlhVAefOtO8Ks/view?usp=drive_link



(3) 持参・郵送（簡易書留）での申請

- ・ (2)のオンラインでの申請が困難な場合は、登録を希望される施設へ申請書を持参するか郵送（簡易書留）により申請を行ってください。
 - ・ 申請書は令和8年1月5日（月）から各施設にて配布を行うとともに、京都市情報館からも申請書等をダウンロードしていただけます（URLは下記の（参考2）を御確認ください。）。
- ※ 申請書類の記入方法等に御不明な点がある場合は、登録を希望される各施設へ御連絡ください。

※ 申請書等の様式は、施設によって異なる場合がありますので、ダウンロードされる場合は、事前に登録を希望される各施設にお問い合わせください。

また、放課後ほっと広場の様式は、児童館・学童保育所の申請書等とは異なりますので、ダ

ウンロードされる場合は、放課後ほっと広場用の様式であることを確認のうえ、ダウンロードを行ってください。

● 受付期間

令和8年1月5日（月）～同年2月14日（土）

- ※ 申請書類を持参される場合、日曜日・国民の祝日は受け付けていませんので、御注意ください。
- ※ 締切日以降の申請も可能ですが、申請書類の提出日によって利用開始日が異なります。登録を希望される各施設にお問い合わせください。

（参考1）

事業実施日	日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
事業実施時間	月曜日から金曜日まで：学校下校時～午後6時30分 土曜日及び小学校長期休業期間：午前8時～午後6時30分
利用料金	・ 登録を希望される児童館・学童保育所及び放課後ほっと広場において利用料金を徴収しますので、各施設が定める利用料金額を御確認ください。 ・ 配慮が必要な世帯に対しては、減額又は免除を行いますので、登録を希望される各施設に御相談ください。 ※ 利用料金の他に、施設によって、保険料やおやつ代、教材費の実費負担が必要となる場合があります。詳しくは利用を希望される施設へお問い合わせください。
実施場所	別紙のとおり
備考	・ 令和8年4月1日から、京都市の学童保育所として以下の施設を新規設置する予定です。 ○ after school ミライブラリ京都西陣学童保育所 ○ 藤森学童クラブ ・ 令和8年4月1日に百々児童館は、京都市立百々小学校東校舎1階へ移転する予定です。

（参考2）

<京都市情報館> 令和8年度学童クラブ事業等登録児童の一斉募集

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000347927.html>

<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

電話：075-222-3987

